

25 埼玉県立病院機構建築物定期点検及び外壁赤外線等調査業務

業務仕様書

- 1 業務名称 25 埼玉県立病院機構建築物定期点検及び外壁赤外線等調査業務
- 2 業務場所 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地ほか
- 3 対象施設 別添「定期点検及び外壁赤外線等調査業務 対象建築物一覧」による
- 4 履行期間 契約日から令和8年3月19日まで
- 5 業務の内容及び範囲
 - (1) 定期点検業務
県立1病院・1棟（がんセンター・研究棟）における建築基準法第12条第1項に基づく建築物の定期調査及び報告書の作成。（特定行政庁への報告業務を含む。）
 - (2) 外壁赤外線等調査業務
県立2病院・計3棟（がんセンター2棟及び精神医療センター1棟）における外壁赤外線等調査及び報告書の作成。

各業務における注意事項については、次のとおりである。

 - (1) の業務
 - (1) 告示で定める項目全てを対象とする。
 - (2) 石綿の調査方法は、目視及び設計図書等による（分析調査は含まない）。
ただし新たに発見した場合は、報告書に記載する。
 - (2) の業務
 - (1) 外装仕上げ材等の調査方法は、外壁全面打診等調査（赤外線調査）を行う。この際、目視及び手の届く範囲は打診を行う。
- 6 適用基準等 業務を実施するに当たり、適用すべき基準等は次のとおりである。
 - (1) 建築基準法（同施行規則及び国土交通省告示を含む。）
 - (2) 「特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修）
 - (3) 「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」（一般財団法人日本建築防災協会による設置「赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会」）
- 7 提出書類 埼玉県立病院機構委託契約約款に規定するもののほか、業務に先立ち、次の手続き書類を提出し、監督員の承諾を受けること。
 - (1) 業務計画書
 - ・ 業務概要書
 - ・ 業務工程
 - ・ 業務組織計画（担当技術者名簿及び業務分担表を含む）
 - ・ 使用する主な図書及び基準
 - ・ 連絡体制（緊急時を含む。）
 - (2) 協力事務所承諾願（協力会社を使用する場合）
- 8 成果品
 - (1) 報告書（発注者への提出用）
以下を施設毎に別ファイル綴じ各2部提出する。
 - ・ 調査結果表、調査結果図、関係写真

- ・施設別概要書
 - ・棟別概要書
 - ・外壁全面打診等調査（赤外線調査）結果報告書
- (2) 報告書（特定行政庁への提出用）
 以下を台帳番号毎に別ファイル綴じ各2部提出する。なお、一つの台帳番号につき1棟として報告書をまとめること。
- ・調査結果表、調査結果図、関係写真
 - ・施設別概要書
 - ・棟別概要書

※報告書は建築基準法令の規定等による様式等とする。

（参考）一般財団法人埼玉県建築安全協会

[一般財団法人 埼玉県建築安全協会（公式ホームページ）（skjak.jp）](http://skjak.jp)

- (3) 上記報告書の電子データ（ファイル形式は監督員の指示による）
 報告書（発注者及び特定行政庁への提出用）データを収納したCD-R：各2枚

- 9 特記事項
- (1) 受注者は、特に明記なきものや疑義を生じたものについては、発注者と協議し指示を受けるものとする。
 - (2) 発注者は、本委託業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に提供又は貸与するものとする。
 - (3) 受注者は、作成する調査資料並びに機構から提供を受けた関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
 - (4) 提供される図面が現況と異なる場合、若しくは提供されない場合は、図面作成を行うものとする。
 - (5) 対象施設に定期点検として立ち入る場合は、施設管理者と連絡調整を行うこと。
 - (6) 調査の結果、施設利用者の安全が損なわれると判断される場合は、監督員と協議のうえ、改善方策とその工事概算額を提出すること。
 - (7) 5（1）の前回調査結果（令和5年度実施）について貸与可能。

10 技術管理者 一級建築士の資格を有する者

11 点検資格者 一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員資格者